

令和3年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1. 業務名

令和3年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託

2. 業務委託番号

保委第9号

3. 業務の目的

羽島市では、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を定め（現在は平成30年度から令和5年度までを第3期とする計画を実施している）、羽島市内に住所を有する国民健康保険被保険者（以下、被保険者という。）における生活習慣病有病者及びその予備軍の減少と健康の保持増進を図っているところである。

また、特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施促進は、令和2年度から始まっている羽島市第六次総合計画後期実施計画において、重点事業と位置づけている。

羽島市特定健康診査等実施計画（第3期）に掲げる令和3年度受診率目標値の43.2%を目指すため、過去の特定健康診査の受診歴等のデータを活用し、効果的かつ効率的に受診勧奨を行うことで、特定健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

なお、平成27年度から令和元年度までの羽島市の特定健康診査受診状況は以下の通り。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値 (%)	44.2	49.3	60.0	37.6	39.0
対象者 (人)	12,271	11,684	11,190	10,663	10,194
受診者 (人)	4,130	3,907	3,938	3,844	3,696
受診率 (%)	33.7	33.4	35.2	36.0	36.3

4. 対象者数

6,579人（羽島市特定健康診査等実施計画（第3期）の数字であるが、変動がある）

5. 業務履行場所

羽島市役所及び受注者作業場所

6. 委託期間

契約日の翌日から令和4年3月16日（水）まで

ただし、受診勧奨通知文書の発送は、令和3年度の特健康診査受診につなげられる時まで完了するものとする。

特定健康診査実施期間（予定） 令和3年6月1日（火）～令和4年2月28日（月）

7. 羽島市が行う業務

- (1) 羽島市は委託業務に使用するため、別紙1「羽島市が受注者に提供するデータ等」を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、羽島市から受注者へLGWANを通じて提供、又は直接手渡しするものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、追跡サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用により羽島市と受注者間でデータの授受を行う。この場合の費用は受注者が負担する。
- (4) 8.(2)(イ)⑦により通知物の納品後、転出等があった者について引き抜き作業を行ったうえで、受診勧奨対象者に通知物を郵送する。

8. 受注者が行う業務

- (1) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに事業計画書を作成し、羽島市の承認を得ること。事業計画書は提案書に基づく内容とし、受診勧奨の実施時期、羽島市からの特定健康診査に係るデータ提供時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

- (2) 事業の実施

- (ア) データ分析業務

羽島市が提供するデータ等を活用し、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

データの加工等に必要な機器等の準備や作業、運搬等に係る費用はすべて受注者の負担とする。

- ① データ分析を可能にするためのデータ加工

市から提供される各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

- ② 受診勧奨すべき対象者の特定

データ分析により、受診勧奨すべき対象者の優先順位付けを行う。

- ③ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

②により抽出した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを

基に分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

④受診勧奨対象者の決定業務

受診勧奨すべき対象者をグループ分けして、羽島市の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(イ) 文書通知による受診勧奨

(ア) に定めるデータ分析の結果をもとに、次のとおり通知による受診勧奨を実施する。通知物の作成費用及び通知物を羽島市に納品するための郵送経費は受注者の負担とする。納品された通知物を受診勧奨対象者へ郵送する経費は羽島市が負担する。

①対象者

データ分析により特定した受診勧奨すべき対象者リストを市へ提出し、羽島市が合意した者

②実施時期

令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）までのうち、2回実施する。

③通知物の内容

ソーシャルマーケティング手法（想定されるタイプへのインタビュー調査等を基に行動科学モデルにもとづき受診勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法）を活用して作成する。通知物は5種類以上とする。

④通知物の種類

単版ハガキ、圧着ハガキ（V型、Z型とする。はがきの構成は、随時協議する。）

⑤通知物の宛名印字

受診勧奨対象者の住所、郵便番号、宛名について、漢字、カナまたは英字の印字にて行う。通知物に直接印字できない場合は、宛名ラベルの貼り付けでも可とする。その場合、宛名ラベルは羽島市が用意し、宛名ラベルへの印字及び通知物への貼り付け作業は受注者が行う。

⑥通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、羽島市に事前に校正の確認を行い羽島市の要望があった場合には修正を実施する。

⑦通知物の印刷

データ分析により算出した情報を基に、送付対象者の数に予備数を合わせた数で印刷し、羽島市に納品する。

⑧サンプル納品

通知物の印刷前に、羽島市に種類ごとに5部のサンプルを納品する。

(ウ) その他の方法による受診勧奨

(ア)、(イ)を行う上で、より効果的な受診勧奨を実施する場合は、事前に実施方法について羽島市と協議を行い、羽島市の承認を得た上で実施するものとする。

9. 勧奨結果の分析、報告

- (1) 受注者は受診勧奨業務の実施による効果及び受診率の変化等を分析し、検証し、報告書を作成した上で、書面及び電子データにて羽島市へ提出する。
- (2) 受注者は羽島市が提供したデータを分析し、対象者の特性に応じて分類した結果が確認できる受診勧奨対象者リストを羽島市に提出する。
- (3) 受注者は受診勧奨業務の分析結果を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について羽島市に提案を行う。
- (4) (1)～(3)に要する費用は、受注者が負担する。

10. 羽島市・受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、羽島市と受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、羽島市と受注者が協議の上で決定する。

11. 情報の保護

- (1) 羽島市、受注者の双方は本業務の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏らさない(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)。
- (2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、減失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに羽島市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、羽島市へ報告を行うこと。

12. 個人情報の収集

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律および羽島市個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

13. その他

- (1) 受託者は事故やトラブルが生じた時には適切な措置を講じるとともに、直ちに羽島市に報告すること。
- (2) 羽島市が要請する緊急の連絡や協議に受注者は迅速に対応するものとする。
- (3) 支払いは完成払いとし、請求書は検査に合格後、速やかに羽島市に提出すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、羽島市と受注者が協議の上、決定する。

羽島市が受注者に提供するデータ等

羽島市は、「業務委託仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者に提供する。

1. 委託業務の開始に当たって提供するもの

NO	名称	内容	提供可能時期
1	令和3年度勸奨用対象者データ	受診券整理番号、氏名、年齢、住所、被保険者記号・番号、性別等	契約締結以降随時
2	平成28年度～令和3年度受診券発行者リスト	氏名、年齢、住所、被保険者記号・番号、性別等	契約締結以降随時
3	特定健康診査結果等情報作成抽出データ	受診券整理番号、氏名、年齢、住所、被保険者記号・番号、性別、健診実施年月日、健診コード、健診結果等	毎月20日頃（最速で受診月の翌々月に結果データが反映される）
4	KDB関連データ	国保データベースシステム（KDB）で出力可能なファイル。（レセプト関連等）	契約締結以降随時
5	国保資格喪失者データ	受診券整理番号、氏名、年齢、住所、被保険者記号・番号、性別等	契約締結以降随時

2. 通知物の発送の都度提供するもの

(1) 印刷・発送関連データ

① 発送対象者リスト作成データ

3. その他

(1) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、羽島市、受注者にて協議の上、提供する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、番号法、羽島市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の取り扱いを適切に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

(責任者等の届出)

第2 受注者は、この契約による業務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得する場合は、業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得たうえで行わなければならない。ただし、市の承諾があるときはこの限りでない。

(個人情報の秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾をしたときを除き、この契約（協定）による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(適正な管理及び返還)

第8 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、損傷、滅失その他の事故を防止すること。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への教育)

第9 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項について、教育しなければならない。

(立入調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査し、報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

(報告)

第11 受注者は、発注者から事務従事者に対する監督・教育の状況、その他この契約内容の遵守状況について求められた場合には、書面による報告を行わなければならない。

2 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。